



要求案

10. 7. 6.

久保田鉄工所

7. 労働委員制度の實施

2. 解雇手当

14年未満 5日分

14年以上 1ヶ月増え毎 3日分加算

25年以上 1ヶ月毎 = 5日分加算

帰国旅費 妻帯者 30円

独身者 20円

3. 自発的退社場合ハ解雇手当半額ヲ支給ス

4. 皆勤賞金ヲ従前通り支給ス

解快案

10. 7. 14.

1. 年月五日発表、当所規程承認。但、当所規程尊重。至急作成。工場側委員ハ協議上決定ス。

2. 同上規定ヲ基礎トシ、今一応審議。右決定前ノ解雇者ハ、左ノ手当支給

1. 6ヶ月未満... 日給 2/日分

2. 6ヶ月以上 1年未満... 4.5日分

3. 1年以上 1.5ヶ月毎 = 2日分加算

4. 25年以上 " 3日分加算

帰国手当ハ支給セズ。

3. 前項、当所規程承認ス。

4. 現制(ハ、時間制、日曜休日)

= 7ハ、至必要ナドト認ム。